

しがけんこ わかものしんぎかい だい かいじょうれいけんとうぶかい しだい
滋賀県子ども若者審議会 第3回条例検討部会 次第

れいわ ねん がつ にち もく じ ふん じ ふん
令和5年8月24日(木) 17時30分～19時30分

しがけんちょうきたしんかん かい かいぎしつ
滋賀県庁北新館5階 5-A会議室

1 かいかい
開会

2 ぎじ
議事

(1) 「(仮称) しがけんこ きほんじょうれい けんとう
(仮称) 滋賀県子ども基本条例」の検討

- ① こ けんり きほんりねん せきむやくわり
子どもの権利・基本理念・責務役割について
- ② こんご
今後のスケジュールについて

(2) その^た他

3 へいかい
閉会

資料1 「子どもの意見を聞く・施策へ反映させる」仕組みづくりについて

資料2-1 子どもの権利・基本理念・責務の検討について

資料2-2 子どもの権利・基本理念・責務のたたき台について

資料3 今後の条例検討スケジュールについて

参考資料1 第2回条例検討部会 追加意見まとめ

参考資料2 各都道府県の規定（子どもの権利・基本理念・責務）

(仮称) 滋賀県子ども基本条例

「子どもの意見を聞く・施策へ反映させる」仕組みづくりについて



第2回条例検討部会 追加意見(抜粋)

子どもの意見を聞く目的、局面等の整理について

- ◆ 意見を聞く局面と、それぞれに対応する子どもの権利を再整理すべき。
- ◆ 「子どもの意見を大人に近付ける措置」は、子どもの意見を誘導するような印象を与えるので、「子どもの意見や参画を促進する措置」にしてはどうか。
- ◆ 効果について「市民性の向上」を加えてはどうか。

制度化のイメージについて

- ◆ 学校の生徒会や、地域の子どもの居場所・拠点の活用。
- ◆ アンケートの実施。
- ◆ 家庭・学校・放課後の場面で、それぞれ適切に意見を聞くことができるか。
- ◆ フィードバックの実施。
- ◆ 第三者機関(子どもコミッショナー)の設置。

その他

- ◆ 子どもの権利について、子どもだけでなく大人にも啓発する必要

子どもの意見を聞く目的、局面等の類型

聞く側にとっての効果

子どもの権利	cf. 条約 § 6、§ 18、§ 19 (生きる権利、育つ権利、守られる権利)				
	cf. 条約 § 12、基本法 § 3③ (参加する権利：自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会を確保) cf. 条約 § 3、基本法 § 3④ (こどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される)				
効果の 類型の例	実効性確保など		多様な視点の反映など		一県民としての 意見の聴取
目的	当事者の状況、意思の把握	当事者の主観(選好、ニーズ等)の把握	子どもならではの気づきの把握	子どもに関係する施策での意見の把握	子どもと直接の関係が薄い施策での意見聴取
局面の例	虐待、ヤングケアラー等の権利侵害の把握、対応の検討	インセンティブの設計、人生の選択など	子どもが感じる通学路、公園、遊び場等での危険性の把握	子どもの支援施策、教育・医療施策等への意見聴取	県の一般的政策に係る意見聴取
子どもの 当事者性	子どもに聞かないと意味がない → 次第に大人への意見聴取との境界が不明瞭になる				
	大				小
措置の態様 の例	子どもに特化したしくみの創設など		子どもへの明示的働きかけなど		子どもへの配慮など
	・ 言い易さへの配慮 ・ アドボケーターによる支援等	子どもに特化したアンケート	子どもの意見や参加を促進する措置(ファシリテータなど)		「大人のしくみ」への取り込み(子どもにわかる資料、子どもに身近なツールの活用等)
意見反映の 程度	大				
					小

言う側にとっての効果

効果の 類型	子ども自身の成長	社会の理解、機運の醸成
内容	<ul style="list-style-type: none"> 自己効力感の向上 主体性、社会性、市民性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの県政への関心醸成 子どもの意見を聞く必要性についての社会の理解増進

・対象者を多くすることに意味がある。・意見の熟度を上げる必要がある。・採用事例が出ないと逆機能のおそれがある。

子どもの意見を聞く取組の検討範囲の考え方

【こども施策基本理念】 基本法 § 3 ③④ (条約 § 12、 § 3)

- ・ 自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保される
- ・ 年齢及び発達に応じて、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される

対応主体

行政機関 (国、地方公共団体)

家庭、事業者等

教育機関

基本法 § 11

趣旨 こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たり、こども施策の対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

条約 § 12①

国は、児童が一部の例外を除き自己に影響を及ぼす事項について自由に意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢および成熟度に従って相応に考慮される。

意見の種類

子どもに関する施策、これと一体的に構すべき施策に対する意見

子ども施策でないが、県で対応できる意見

県の対応できる範囲から外れた意見

法令に基づく対応

e.g. 児福法 施設入所児童の意見聴取
・ アドボケイト

県に適用される規範の検討

子どもに特化した仕組みの検討
・ プッシュ型の意見聴取

子どもの意見表明の促進に資する対応
・ 真摯で丁寧な対応
・ 意見表明の助言

子どもが意見を言えるための配慮
・ わかりやすい資料
・ 子どもに届く広報手段

寄せられた子どもの意見の尊重
・ 意見を尊重した判断

基本理念等を条例で記述

啓発
・ 意見を言いやすい社会機運の醸成
・ 意見を聞く民間の措置の普及啓発
・ 子どもの権利の周知

県以外の主体についても
子どもの権利への理解を広める

意見への対応

行政の対応が必要な意見を発見するしくみ

(虐待ホットライン、LINE相談、こころんだいやる、市町への通報、知事への手紙など)

取組の方向性(案)

条例に規定する取組

- ① 実効性確保・多様な視点を反映するため、定期的に子どもの声を集める仕組み
→プッシュ型の意見聴取
- ② 子どもが気軽に県に対して意見・相談できる仕組み
→意見の受け皿の確保
- ③ フィードバックの実施
- ④ 家庭(親)や企業、教育機関等に対する働きかけ(機運醸成・普及啓発)
→子ども権利条約の趣旨を踏まえた子どもの意見の取り扱い

その他の取組

- 取組指針の作成(各局面の意見聴取方法、意見の取扱い、生徒会の活用 等)
→国が今年度中に策定予定のガイドラインも活用
- 第三者機関(子どもの権利救済機関)については、現時点でも本県の既存相談窓口や子どもの人権に関する相談対応を行う法務局等が行われている。
- 児童福祉法の改正による社会的養護下における子どもへのアドボケイトは別途検討。

子どもの権利・基本理念・責務の検討について



本県の方向性

条例を制定する目的・意義（諮問文より）

- 子どもの権利や意見、行動を尊重しながら、社会全体でその育ちを支える環境づくり
- 子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる社会の実現
- 子どもの権利について明示

①子どもの権利

- この条例の基礎に置かれるべき、児童の権利条約やこども基本法で認められている権利を確認的に規定する。
- 性質的には県の基本理念を示す規定の一部となる。

②基本理念

- 本県は、子ども施策を講ずるに当たり、どのような認識または方針を基礎として行うこととするかといった基本理念を規定する。

③責務

- 誰が、何の役割を担うか（どう分担するか）を規定する。

<参考>「(仮称)子ども基本条例」策定に係る諮問文

- 子どもは次代を切り拓く存在であり、私たちの希望です。今こそ、すべての子ども一人ひとりが尊重され、年齢や発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、安全・安心な環境の中で愛されて育ち、自らの夢や志に向けて**学び成長していくことができる社会づくりが求められています**。
- 本県ではこれまでから、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定するなど、全国に先駆けた取組を進めてまいりましたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。主体的に考え探求する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化しています。本年6月にはこども基本法が制定され、子ども政策への関心も高まる中、**当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現**が必要です。
- 県民の皆さんから親しまれ、愛されているびわ湖のように、**子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀**を、今の時代にふさわしい新たな条例の策定を通じ、県民の皆さんと思いを共有しながら実現していきたいと考えています。
- そこで、「(仮称)子ども基本条例」の策定について、滋賀県附属機関設置条例第2条に基づき、貴審議会の意見を求めます。
- なお、審議にあたっては、福祉、教育、医療、保健、療育など子どもに関わる幅広い分野の関係者の参画を得るとともに、条例の思いが子どもたちに届くよう、子どもの目線で、子どもの声を取り入れながら、子どもに分かりやすい内容にご配慮をお願いします。

子どもの権利に関する規定

法律 (こども基本法)	条約 (児童の権利に関する条約)	本県の現行条例 (滋賀県子ども条例)	他道府県の条例		本県新条例のたたき台
			典型的な規定例	より踏み込んだ規定例	
§ 3 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。					・子ども施策は、次に掲げる子どもの権利を尊重して行われなければならない。
一 全てのこどもについて、個人として尊重され、			【秋田県】 § 3② 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。		【憲法等で定められている権利について確認的に規定するもの】 (1) 個人として尊重され、その基本的人権が保障され、および差別的取扱いを受けない権利ならびに教育を受ける権利
その基本的人権が保障されるとともに、	§ 13表現の自由 § 14 (①～③) § 15①② § 16①②通信等の秘密、信用の保護 § 23障害児の権利擁護 (§ 31休息・余暇・文化的生活の権利)		【長野県】 § 3① 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行われなければならない。		
差別的取扱いを受けないようにすること。	§ 2① § 19 (§ 30少数民族の権利の保護)				
二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、	§ 6①② (§ 24①②) (§ 25①児童の処遇等に関する定期的審査) (§ 27①生活水準についての権利)			【東京都(議員提案条例)】 § 4 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。	【児童の権利条約およびこども基本法の趣旨を踏まえ、子どもに固有の権利について確認的に規定するもの】 (2) 適切に養育され、その生活を保障され、愛され保護され、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利
教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。	§ 28				
三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。	§ 12①締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。 ②法令に則り手続きを受ける権利		【秋田県】 § 11 県は、子どもが意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備に努めるものとする。 【長野県】 § 3②子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。		(3) 子どもの年齢および発達の程度に応じて、自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明し、および多様な社会的活動に参画する権利 (3)' 法令、例規に則り手続きを受ける権利→実定法の定めどおりの適用を求めるに過ぎないので書かない
四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、			【秋田県】 § 3 二 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。		
その最善の利益が優先して考慮されること。	§ 3①児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。	(基本理念) § 3③ 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。	【奈良県】 § 12① 県は、子どもの意見が年齢及び発達の程度に応じて尊重されるよう、その表明の機会を確保するとともに、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。		(4) 子どもの年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される権利
五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。	§ 18①②③父母の責任と国の援助 (§ 27②生活水準についての権利)		※多くは保護者の「責務」として規定されている。		「基本理念」に規定
六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。					「基本理念」に規定

基本理念に関する規定

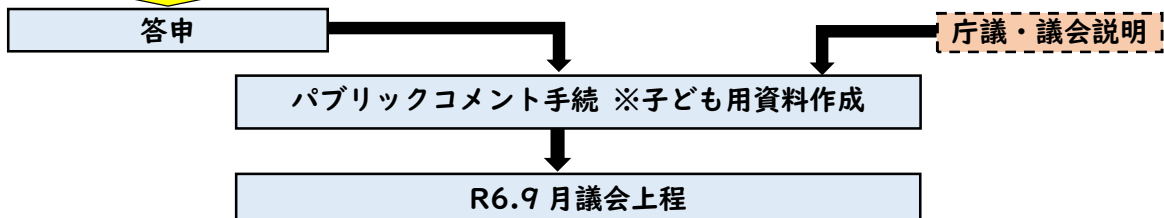
条約 (児童の権利に関する条約)	本県の現行条例 (滋賀県子ども条例)	他都道府県の条例		本県新条例のたたき台
		典型的な規定例	より踏み込んだ規定例	
<p><全てに共通> § 4 最大限の措置を講ずべき</p> <p>§ 2 ②差別的取扱いからの保護のための措置を講ずべきこと</p> <p>§ 3 ②保護者等への支援の措置を講ずべき</p>	<p>§ 3 育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、様々な人々とかわり、多様な体験をし、および学ぶことにより人間性と能力を豊かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを旨として推進されなければならない。</p> <p>3 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。</p>	<p>①秋田県（子どもの権利、関係者連携）</p> <p>§ 3 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 父母その他の保護者が子育てについて最も重要な責任を有するという認識の下に、子育ての意義についての理解と子育てに伴う誇りと喜びをより深められるよう配慮すること。</p> <p>二 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。</p> <p>三 子どもが次代の社会を担う主体であり、有為な人材となるようその育成を図ることが重要であるという認識の下に、県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。</p> <p>四 結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重されるよう配慮すること。</p>	<p>①神奈川県（典型規定+共生社会、人格形成）</p> <p>§ 3 子ども・子育て支援は、<u>子どもの国籍、性別、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体として、自他を敬愛し、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主及び自立の精神を養い、並びに学習、体験等を通じて人格を形成することを旨として推進されなければならない。</u></p> <p>2 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重して推進されなければならない。</p> <p>3 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場における生活を尊重して推進されなければならない。</p> <p>4 子ども・子育て支援は、次代の社会を担う子どもを生み、育てることに真に誇りと喜びを感じることができる社会の実現が重要な意義を有することにかんがみ、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。</p>	<p>1 県は、次に掲げる認識の下に子ども施策を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【子ども①】子どもは権利の主体であること ・【子ども②】子どもは社会の一員であること ・【子ども③】子どもは次代の社会を担う大切な存在であること <p>・保護者が子育てについての第一義的責任を有すること</p> <p>・県は、保護者とともに、子どもを心身ともに健やかに育成する責任を有すること。</p> <hr/> <p>2 県は、次に掲げる事項を旨として、子ども施策を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもおよび子どもを生み、育てる者が支援を受けることができること ・保護者による養育が困難な子どもにはできる限り保護者による場合と同様の養育環境が確保されること ・県、市町、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携および協力をし、社会全体で子どもの成長が支えられること。 ・子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、自立した個人として次代の社会を担うことができるようになること。 ・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
<p>こども基本法</p> <p>§ 3 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。</p> <p>⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。</p>		<p>②富山県（子どもの権利、関係者連携）</p> <p>§ 3 子育て支援・少子化対策は、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2 子育て支援・少子化対策は、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを旨として、推進されなければならない。</p> <p>3 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して、推進されなければならない。</p> <p>4 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること並びに子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されることを旨として、推進されなければならない。</p>	<p>②長野県（典型規定+自立した個人としての他者との関わり）</p> <p>§ 3 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。</p> <p>3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。</p> <p>4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行われなければならない。</p> <p>5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。</p>	
<p>児童福祉法</p> <p>§ 2 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③ <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u></p>				

責務に関する規定

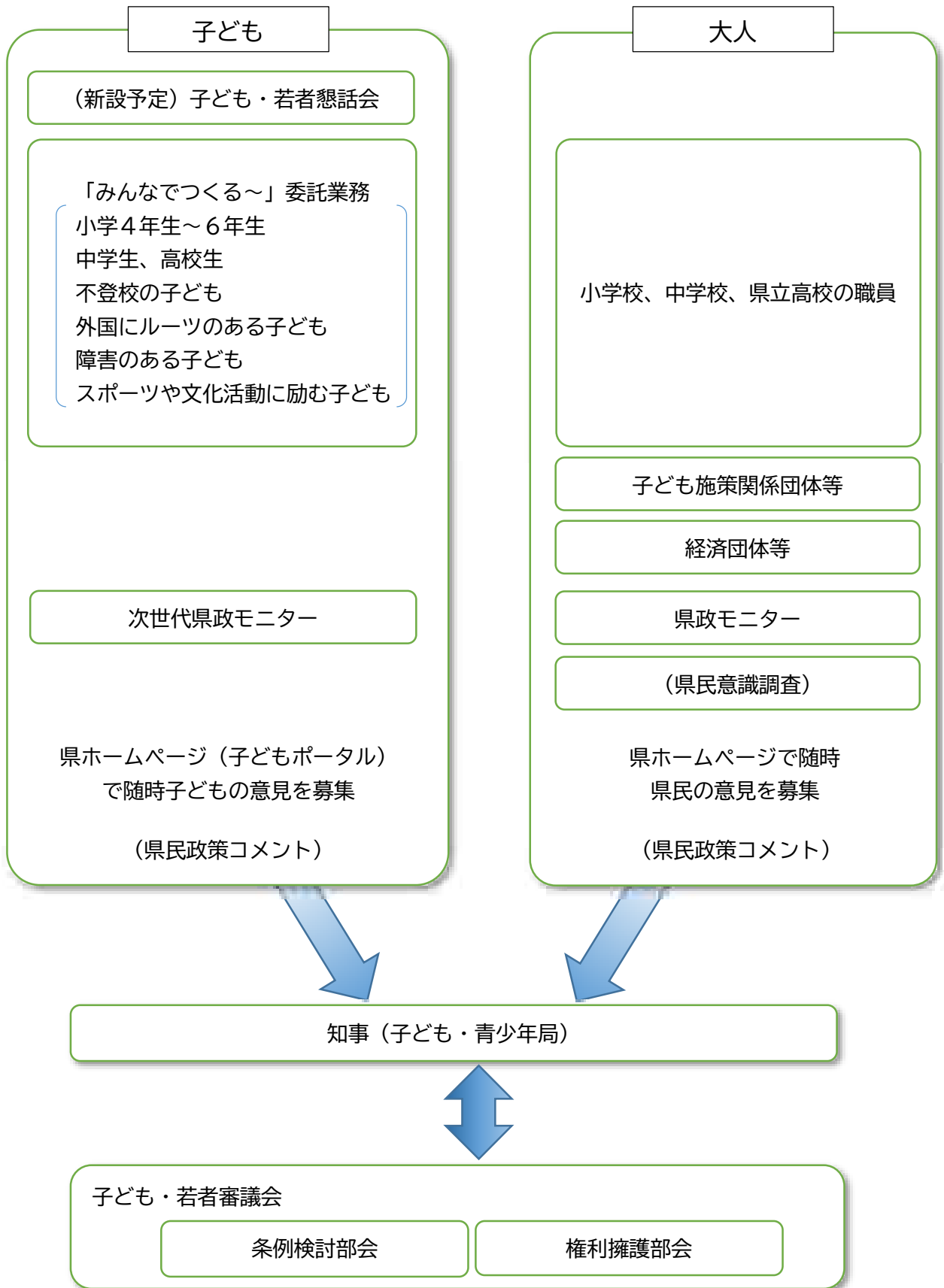
	法律 (こども基本法)	本県の現行条例 (滋賀県子ども条例)	他都道府県条例 ※太字は独自色のある規定	本県新条例のたたき台
国	§ 4 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。			
地方公共団体 (県)	§ 5 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	§ 4 県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ 総合的な施策を策定し、および実施するものとする。 2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町村との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。	典型：子ども施策の総合的な実施(+関係者との連携) 【岩手県】 § 4 県は、前条に定める基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。 2 県は、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が、それぞれの役割を果たし、相互に連携し、及び協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行うものとする。	・県は、前2条の趣旨(以下この条から第〇条までにおいて「基本理念」という。)にのっとり、子ども・子育て支援に関する 施策を総合的に策定し、および実施するものとする。 ・県は、市町、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者および県民が、 それぞれの役割を果たし、相互に連携し、および協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行うものとする。
事業主	(事業主の努力) § 6 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。		典型：家庭と仕事を両立させるための雇用環境整備 【鳥取県】 § 9 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立を図り、保護者の役割を果たすことができるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。 2 事業主は、 職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。	・事業者は、基本理念にのっとり、 職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産および子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発および労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての者が安心して子どもを育てることができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めなければならない。
国民 (県民)	(国民の努力) § 7 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。	§ 6 県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかわりを持ちながらはぐまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。	典型：基本理念や子ども・子育て施策への理解、県施策への協力 【富山県】 § 5 県民は、基本理念について理解を深め、子どもの成長及び子育てについて関心を高めるとともに、 子どもの心身ともに健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。 2 県民は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。 【大阪府】 § 8 府民は、基本理念にのっとり、子どもが次代の社会を担うとの認識の下、 子どもが健やかに成長する地域社会づくりに努めなければならない。	・県民は、基本理念にのっとり、 子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に努めるものとする。 ・県民は、子どもの心身ともに 健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。
保護者		§ 5 父母、里親その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で 子どもを健やかに育てなければならない。	典型：子育てについての第一義的責任、健やかな育み 【鳥取県】 § 6 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切に、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする。 2 保護者は、前項の役割を果たすため、 それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。	・保護者は、基本理念にのっとり、 子どもを健やかに育むよう努めなければならない。
育ち学ぶ施設		§ 7 育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。		※(私立を含め)学校等について特出しの責務を書く。 ・学校関係者は、基本理念にのっとり、学校等における 子どもの安全を確保するとともに、第〇条に掲げる子どもの権利を踏まえ、子どもへの支援を行わなければならない。
学校等			典型：子どもの安全確保、子どもへの支援 【長野県】 § 6 学校関係者等は、学校等における 子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。 典型：県等との連携・協力して子育て支援に取り組む	
子育て支援団体			【鳥取県】 § 7 子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業者の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。 2 子育て支援団体は、 県、市町村、保護者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。	・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、 県、市町、保護者、県民および事業者と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。

今後の条例検討スケジュール（予定）

時期	部会・審議会	条例への意見反映		
		子どもの意見	関係団体等の意見	庁内等の意見
8月	第3回検討部会 ・子どもの権利の保護に係る実態把握			
9月	・子どもの権利の保護に係る検討		関係団体等意見聴取① 【責務について】	総合教育会議
10月	第4回検討部会 【子どもの権利とその保護について】 ・子どもの意見の条例案への反映の検討 子ども若者審議会	みんなでつくる(仮称)滋賀県子ども基本条例事業 ・出張講座、アンケートで意見を募集 当事者懇話会開催	【(子どもの権利の保護について)】 市町意見聴取	庁議・議会説明 【子どもの意見聴取、反映について】
11月	・子どもの意見の条例案への反映の検討 ・骨子案検討	次世代県政モニターアンケート HP掲載 ・骨子案作成以後、HPで意見を随時募集	関係団体等意見聴取② 【子どもの意見聴取、反映について】	
12月	第5回検討部会 【聴取した意見の反映、骨子案について】	聴取する意見内容・条例への反映（例） 子どもへの意見聴取 ①子どもの権利に関する規定関係 ・自分達にとって必要な権利・大切に保障してほしい権利とは？ →条約等で保障されている子どもの権利の中でも特に大切にされるべき権利として、意見を反映した具体的な権利を羅列して規定する。 ②前文や基本理念に関する規定関係 ・子どもたちが県や周囲の人に求めていることは？ →前文や基本理念等へ反映させる。 関係団体への意見聴取 ①前文や目的、基本理念に関する規定関係 →県が目指す方向性について ②責務役割、子どもの意見聴取に関する規定関係		庁議・議会説明 ・骨子案について
1月	・素案の検討			
2月				
3月	第6(7)回検討部会 ・条例（素案）検討 ・答申案検討 子ども若者審議会 ・条例（素案）検討 ・答申案検討			



条例検討過程において意見を聞く対象となる者



滋賀県子ども若者審議会 第2回条例検討部会
『「子どもの意見を聞く・施策へ反映させる」仕組みづくり』
追加意見照会取りまとめ

1. 第2回条例検討部会において、時間の都合により御発言できなかった点等がございましたら、御自由に御記入ください。

【子どもの意見の施策への反映について】

条例の項目内に、子供たちの意見を集約したうえで施策に反映させる、あるいは検討させる責任があることを明確に記しておく必要があるのではないか。そうでなければ、子供たちから積極的な意見を発せるモチベーションにならないのではないか。

【子ども・大人が「子どもの権利」について学ぶ必要性】

▶私は、「子ども」の中でも乳幼児や障害のある子については、意見を言いたくても言えない状況がありうるため、代弁者が必要だというお話をさせていただきましたが、現状、乳幼児の代弁者は親であり、親が「子どもの権利」を学習し、把握していない場合、「子どもの権利」を尊重できる代弁者として機能しないことが危惧されると思いました。そのため、「子どもの権利」について、大人が学ぶ機会がまず必要だと思います。また、それについては乳幼児や障害のある子に限らず、学校教育の場でも他の場面でも、子どもたちが声を上げようとしたときに、その声を聞く大人が「子どもの意見を尊重できる姿勢・体制にあるか」ということがまず重要な課題になってくると思いました。

▶小中学生に、「いじめは人権侵害にあたるから許されないんだよ。」と説明しても、自分も含めたすべての人に「人権」が保障されているということを知らなければ、人権侵害を理解することができません。しかし、子どもたちに、「自分たちに自由とか権利があるって知ってる？」と聞くと、「学校にいる限り、自分たちにそんなものはない」という答えが返ってくる学校もあります。「辛いことがあったら、先生や家の人に、助けてって言っていいんだよ」と言うと、「どうせ言っても無駄。大人は何もしてくれへんし。」と言う子どもも多いです。「子どもの権利条約って知ってる？」と聞いて、「知ってる!習った!」という返事が返ってくる学校は稀です。子どもにも大人にも、相手ががんばって啓発活動をしていく必要があると思います。

▶非行三昧だった子の意見を、複数の大人がとことん聞き、その子の要望を取り入れながら環境調整等を進めたところ、「自分の話を聞いてくれる大人に初めて出会った。」と言われ、一気に更生した、ということがありました。意見表明権が保障されることで、輝きを取り戻す子どもがいます。逆もまた然り。

【子どもや県民への伝え方】

▶条例が何を目指しているか、子どもたちに何を伝えたいかについて、子どもたちにわかる言葉で説明し、伝え

る宣言のようなものがあるとよいのではないか。

▶**滋賀県がどのように子どもまんなか社会をつくろうとしているか、県民にもわかりやすく説明**できるとよいのではないか。

【条例検討部会の運営について】

▶各委員からの発言はそれぞれに大変意味のあるものでした。しかし議論するには全く時間が足りないと思います。それぞれが発言するだけで設定時間が終わります。今後もその方法では議論にならないかと思います。論点整理と今後の議論の筋道を示してもらわなければ、方向的にはあまりにも多岐にわたる議論を含んでいるのではないのでしょうか。かかわった以上は消化不良で条例を作ったということにはしなくないと思います。

▶議論の進め方について、ご相談です。最初に各委員に話を振る場合は、1人当たりの持ち時間を決めて発表したほうが良いように思いました。理由としては、順番が遅い人ほど発表時間が短くなってしまったためです。各委員が熱い想いと豊富な知識を持っておられるため、どうしても発表時間が長くなってしまった。前もって一人当たりの発表時間を決めておけば、均等に話ができると思います。

2. 子どもの意見を聞く目的、局面等の整理について

子どもの意見を聞く目的、局面等の類型についてたたき台を作成しました(資料I スライド10)。このことについて、類型化の要否、分類の視点や切り分け方、対象の認識が妥当かどうかという点での御意見に加えて、例えば以下のような観点から御意見をお願いいたします。

- ・何に使う情報を得るために、どのような局面で意見を聞く必要があるか。
- ・聞いた意見はどの程度反映すべきものか。
- ・意見を聞く目的に応じて、受け取った意見の位置付けはどのように変わるか。
- ・その情報は直接子どもから聞けばよいか、代弁者やファシリテータが必要か。
- ・意見を聞く子どもの選択方法およびその正統性の説明はどのようなものか。
- ・現に子どもの意見が十分に聞かれていないと思う事例にはどのようなものがあるか。

類型化について

- ▶子どもの権利条約では「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を4つの柱とされています。したがって、**子供の意見を聞き取る局面は、この4つの権利を侵害していると思われる状況であるべき**です。目的は権利侵害の有無の確認であり、県政に反映させるのはその後の施策の在り方であり、目的ではありません。
- ▶目的と類型については、そのような形で良いのではと思いました。
- ▶この図だと、子どもの当事者性が低いところに基本法第3条「こどもの意見が尊重される」が位置付けられていて違和感がある。
- ▶「子どもの意見」を大人に近づける措置という言い方は、子どもの意見を誘導しているような印象も与えるので、「**子どもの意見や参画を促進する措置**」としてはどうか。
- ▶効果について、「**市民性の向上**」を加えてはどうか
- ▶「子どもの意見」とは、何に対する意見なのか。

意見を聞く局面

- ▶**ヤングケアラーや児童福祉施設、里親制度を利用している子どもたちなど、難しい環境でがんばっている子どもたちの声を聞き、施策に反映**させることが重要だと思います。

知人が里親をしているのですが、高校進学の際、里子が行きたいと希望していた第一志望校を実親に反対され、受験することができなかった例を聞きました。実親が子どもの利益を考えての判断だったのかどうかは分かりませんが、実親と子どもの間で葛藤が起きた際に、外部の機関がフェアに子どもの意見を聞き、子どもの利益を考えて、将来の選択に反映できるような相談機関があれば良いと思いました。

その他、学校現場で大人と子どもの間で葛藤が起きた際など、外部でフェアに意見を聞ける機関があるとよいのかもしれない。

聞いた意見はどの程度反映すべきものか

- ▶意見の内容や回収方法によって変わるため、運用する制度を決めた後に、決めるのが良いと感じました。

その情報は直接子どもから聞けばよいか、代弁者やファシリテータが必要か

- ▶いろいろな立場の子どもからの意見を反映させるということで、場面や状況によっては、大人が聞き取るだけでなく、年代の違う子ども同士が語り合うような場も大切なのかと思う。
 - ▶代弁者、ファシリテーターは必要だと思うが、子どもの意見を聞き、整理、まとめていくという意識がなければ、代弁者やファシリテーターの考えや思いに誘導してしまう可能性もあるので、注意が必要とも感じます。
 - ▶その情報は、乳幼児などの権利侵害を把握するためにも、本人だけでは不十分であり、相当な見識を持つ代弁者やファシリテータも必要です。意見を聞き取った際に、客観性事実の裏付けをすることで、その意見の信憑性が担保されます。そういった情報収集能力も聞き手には必要となってきます。
- 事例：不登校に至る子供からのその理由や意見を真摯に聞き取れていない場合が多い。（保護者の課題、学校側の課題、友人とのトラブルなど子供ならではの不安要素があることを無視している場合が多い）
- ▶前回の議論を聞いて、必ずしも大人が子どもから聞く必要はないと感じた。子どもと子どもが意見を言い合う中で、生まれた発言を子どもの意見として代弁者が吸い上げる方法も検討の余地があるかもしれない。
 - ▶子どもの様子や状況を支援の面から観察している支援団体が意見を言える仕組みが必要。
 - ▶一方で、子どもの意見が、学校や保護者を通じて、県・市町に伝わることで、フィルタリングされてしまうので、地域に暮らす主体の一つとして位置付けて、子どもの意見をフィルタリングなく、ダイレクトに伝える仕組みも同時に必要。

子どもへのフィードバック

- ▶自分たちの意見がどのように反映されたのか、フィードバックがあることで、子どもたち自身の社会参画の意識が高まると共に、自分事として、捉えていくことができると考えます。
- ▶これまでの県の施策で「子どもの意見」が実際に反映されたケースはあるのか。またそれは子どもにフィードバックできているのか。

前提となる子ども施策の充実

- ▶たたき台を拝見しました。事務局としての作業は大変なものだったことでしょう。ご苦労様です。ただ、前回にも発言させていただきましたが、子どもの意見を聞くということについてあまりにも実情から外れているというか、あの会議でも申し上げましたが、子どもの基本的な人権を守るための条例であるとして、場を作って言える大半の子供は問題ないのです。この条例で救うべきは、声をあげられない子供たちを救うことではないでしょうか。私は、そのために、その具体として教員を増やす、SCを増やす、SSWを増やす、児童相談所などの職員を増やすということを提案したつもりです。何度も言いますが、こうしたことがないのに、子どもの意見を聞くなてことは、大人の都合、いや、政治家の都合か、机上の空論でしかない。これまでの子ども議会でさんざん子供の意見を表明させておいて、その案に応えた事例があったでしょうか。そんなことよりもまず、日々人権侵害の危機にさらされている弱い立場の子供たちが、普通に生活するために、大人にヘルプを求められる環境づくりこそが、滋賀県が独自に求める滋賀らしい子ども条例なのではないでしょうか。そのためには、当然莫大な予算

措置が必要です。ただですら教員が不足している中で、教員一人つけるだけでも、大きなお金が要ります。その見通しをもって、この条例づくりに取り組まれているのでしょうか。委員の皆様は、それぞれにお忙しい中を目の前の子供の姿を思い浮かべながら、どうあるべきか発言されていました。それも言うだけ言わせておいて、なんだこんなものかという条例であってはならないと思っています。事務局は、前回の議論を踏まえた今後の落としどころをどのように描いておられるのか、また子ども真ん中とおっしゃる知事様の覚悟もどれくらいなのか、そこに見通しと確信が持てなければ、私はあの場において意見する意味がないのかなと思っています。少し辛らつな言い方になりましたが、子どもを救う実効性のある条例にするということはそういうことではないですか？

3. 制度化のイメージについて

意見を聞く仕組みを県庁での統一的な運用として制度化しようとする場合、どのような定めが考えられるでしょうか。

【第2回条例検討部会での制度に関する主な御発言】

- ・いじめ問題の覚知が増えたことにはアンケートの義務化という仕組みが寄与しており、参考になるのではないか。
- ・市町を跨ぐケースに対応するために、県として子どもの意見を聞くチャンネルが必要では。
- ・本審議会の権利擁護部会が活用できないか。

▶意見を聞く仕組みに論点を置かれていますが、それが条例制定の一番大事な論点であるとは思いませんが。これまでのように子ども県議会で発言した子どもの願いを議員の皆さんが真摯に受け止めて上程されればよいだけのことです。その子ども県議会の代表が発言するときにアンケートを取って多くの意見を代弁すればよいと思います。何ならそれを県議会で扱うよう条例に盛り込めばよいのではないですか。それは簡単なことです。でも、先にも書きましたが、本当に子どもを救うための条例は、それでは足りないということです。

▶スマートフォンやタブレット PC 等を活用したアンケート収集も可能だと思うので、アンケートの作成、収集、整理等を担当する役割が必要と考えます。「意見を聞く」ということをいろいろな場で行なっていくことが大切だと思うが、あまりに広げてしまうと集約に時間がかかってしまうのではと思います。今ある機関や方法を活用できるというのではと考えます。

▶身近な生活の場で子どもたちの意見を聞くことが大切なので、たとえば学校の生徒会や、地域の子どもの居場所・拠点にパブリックコメント等を募集してはどうか。

▶学校や地域の子どもの居場所に子どもの権利ファシリテーターを置くことについて定め、そのための人材確保の予算や研修予算を組んではどうか。

▶子供の日常生活場面はそれほど多くはありません。家庭・学校・放課後の3場面にそれぞれの意見を聞き取るセクションが独立されていることが必要ではないか。家庭の課題は、児相や家庭局、学校の課題は児童会や生徒会（教師や教育委員会では利益相反しているから）、放課後は福祉課等内に設置すべき。それぞれのセクションで独自に聞き合わせる仕組みづくりをしていくことが重要ではないか。

権利擁護部会で上記答申が可能であればそれでも可能。

▶本校では学期に一度、「学校生活アンケート」を実施し、子どもの悩みや困りごとを早期に把握することにつながっている。このアンケートの活用が重要であるとする。

▶子どもの権利擁護の観点が大切だと思うが、大人が意見を言えない（言いづらい）社会という状況もある。大人も含めて、誰もが意見表明しやすい制度化と、意見を何かに反映していくという意見反映の制度化も同時に定めなくてはならないと思う。

制度以前の問題として、ネット化と感染症により、人と人が対話する機会がどんどん減る中で、意見を表明する＝意見を聞く作法が身に付いていないように思える。子どもも大人も、対話の作法を意図的に身につける取り組みが必要ではないかと思う。

- ▶県として子どもの意見を聞くチャンネルとして Instagram などの SNS を活用する。子どもとの意見交換を活発化していくためには、子どもが使っている媒体に大人が合わせる必要があると思う。
- ▶条文自体が子どもたちが理解できるものでなければいけないと思います。たたき台を大人たちで検討したうえで、「大人版」とは別に「子ども版」を子どもたち自身に翻訳してもらう作業も必要ではないでしょうか。
- ▶県には虐待防止条例がありません。虐待防止条例の役割も兼ねた条文を盛り込むことが必要ではないでしょうか。

	権利侵害リスク大 ←————→ リスク小		
主な生活 場所等	閉鎖的施設入所児童等 (一時保護等)	開放的施設(児童養護施 設、入院中等)	家庭で生活
意見表明	・アドボカシー(※1) ・アンケート	・権利擁護部会の訪問活 動を充実させる。(※2) ・アドボカシー ・権利ノートの活用。 +右欄の方法 施設退所後の支援 ・地域養護推進協議会	・子ども議会(※4)⇒施策に生かす。 ・アンケート(※5) ⇒施策に関する意見～個別救済を求 める意見 ※誰宛て? ・生徒会を中心とした学校内での工夫 (コミスクの活用等も?) ⇒学校内での施策に反映
権利救済	子どもコミッショナー(子どもオンブズパーソン)(※3)		

※1) アドボカシー : 児相に一時保護中の子どもの意見表明支援を行う。弁護士、児童臨床心理士等のほか、県民一般からも公募してアドボケーターとして養成する。アドボケーターがメインで動くが、専門委員の関与が必要な場合には専門職アドボケーターが出向く。

※2) 権利擁護部会(専門家で構成)の活動を充実させるべきであるが、専門委員が行くのは年数回程度でいいと思う。アドボケーターを養成し、担い手を増やして、訪問回数を増やす。アドボは必要最小限の報告書のみ作成し、部会委員に報告。

※3) 子どもコミッショナー : ①子どもの権利侵害事案について、相談を聞き、必要に応じて調査し、要望・勧告等を発出する等して環境調整等を行う。和解的解決、対話的解決がふさわしいケースについては和解的な支援もできればベターか(あっせん制度)。②政策提言等の意見表明の受け皿にもなる。
 なお、県は、各市町に子どもコミッショナーを立ち上げることができるよう支援(補助金、人選や仕組みづくりのアドバイス)する。それでも立ち上げ困難な小さな市町の案件や、市町をまたぐ事案については県が担う。事案によっては、市町に回付できるようにしつつ、自判も可とする。いじめ事案について相談が入った場合は教育委員会に回付できるものとする。日常的な相談は一般相談員が担い、専門的知見が必要な事案については、専門相談員(医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、学者等)が対応。報告書は、原則として簡単なものとするが、再発防止に向けた提言が重要性をもつ事案等については、提言書を作成。

※4) 子ども議会 : 子どもの意見をもう少し自由に述べてもらった方がいいのではないか

※5) アンケート : 実施方法は?誰宛てとするのか?

学校でペーパー配布、生徒に配布しているタブレットの活用、LINE?

全員を対象とするものは学校で取りまとめる

個別にコミッショナー宛てで出せるものも用意する?

構成	構成②	都道府県		条文	制定年月
子どもの権利		東京都	§4	都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。	R3.3
子どもの権利	子ども意見	山梨県	§17	県は、子どもが育ち学ぶ施設又は社会の一員として自分の考え若しくは意見を表明し、又は参加する機会若しくは仕組みを設けるよう努めます。 2 県は、子どもが利用する施設の設置若しくは運営に関する事項又は子どもに関する事項を検討するときは、子どもが考え又は意見を自由に表明し、又は参加することができるよう必要な支援に努めます。 3 育ち学ぶ施設の関係者及び県民は、子どもが育ち学ぶ施設の運営、地域での活動等について考え又は意見を表明し、又は参加することができるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切に主体的な活動を支援するものとする。 4 県は、子どもの意見表明及び社会への参加を促進するため、子どもの考え及び意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。	R4.3
子どもの権利	子ども意見	奈良県	§12	県は、子どもの意見が年齢及び発達に応じて尊重されるよう、その表明の機会を確保するとともに、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、子どもの抱える不安が解消されるよう、市町村及び関係機関等が適切に連携し、子どもからの相談に対応するための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。	R4.3
子どもの権利	子ども意見	東京都	§10	こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。	R3.3
子どもの権利	子ども意見	宮城県	§9	県は、子どもが社会の一員として、意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備を図るものとする。	H27.10
子どもの権利	子ども意見	富山県	§20	県は、子どもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発活動に努めるとともに、子どもの意見が適切に反映されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。	H21.6
子どもの権利	子ども意見	石川県	§5	何人も、子どもの基本的人権を確保するための措置を講ずるときは、子どもの発達段階に留意しつつ、子ども自身にとって最善の利益となる方法を考慮して行わなければならない。この場合において、子どもが自らの意見を形成する能力を有するときは、その意見を表明する機会を確保するとともに、その意見は、子どもの年齢等に応じて適切に考慮されるものとする。	H19.3
子どもの権利	子ども意見	神奈川県	§24	県は、県の子ども・子育て支援に関する施策に、県民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。	H19.3
子どもの権利	子ども意見	秋田県	§11	県は、子どもが意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備に努めるものとする。	H18.9
子どもの権利	子ども意見	北海道	§9	道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。	H16.10
子どもの権利	社会参加	山梨県	§10	県は、子どもと他の子ども等との交流の機会の提供、その他の子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進のために必要な措置を講ずるものとする。	R4.3
子どもの権利	社会参加	東京都	§11	都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。	R3.3
子どもの権利	社会参加	宮城県	§10	県は、子どもが家庭、学校、地域等において自発的に活動し、社会の一員として尊重され、役割を果たすことができるよう、子どもの社会参加の仕組みづくりを促進するために必要な環境の整備を図るものとする。	H27.10
子どもの権利	社会参加	長野県	§11	県は、子どもの社会参加を促進するため、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。	H26.7

構成	都道府県	条文（太字箇所…子どもの権利関係）	制定年月
基本理念	山梨県	§3 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめ、貧困等に悩み苦しむことなく、また、家事、家族の世話等を行うことにより学業、進学、就職等に支障が生じることなく安心して生きていくことができるよう、その 権利が尊重されることを旨として行われなければならない 。 2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び、自然体験、社会体験、文化的体験等を通じて人間関係を構築すること、自らの考え又は意見を表明すること等により、 主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない 。 3 子どもへの支援は、子どもが相互に権利を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。 4 子どもの成長を支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行われなければならない。 5 子ども支援は、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等各々の役割を果たすことにより重層的に行われるとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。	R4.3
基本理念	奈良県	§3 子どものはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮すること。 二 科学的知見に基づき、子どもの個性、年齢及び発達程度に応じて、子どもの成長の可能性を最大限に拓けることができるよう取り組むこと。 三 多様な主体が相互に連携を図りながら協力することにより、子どものはぐくみを社会全体で支えること。	R4.3
基本理念	東京都	§3 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、 こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかねばならない。	R3.3
基本理念	栃木県	§3 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 (1) 子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。 (2)結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。 (3)県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。 (4)結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。	H30.12
基本理念	岩手県	§3 子ども・子育て支援は、 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない 。 2 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。 3 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。	H27.3
基本理念	香川県	§3 少子化対策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 (1)子どもは次代の社会を担う者であることに鑑み、県、市町、県民、事業者、子育て支援団体等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。 (2)保健、医療、保育、福祉、雇用、教育など、あらゆる分野において、総合的に取り組むこと。 (3)全ての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。 (4)結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観並びに家庭の重要性が十分尊重されるよう配慮すること。	H27.3
基本理念	宮城県	§3 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念とします。 一 全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。 二 全ての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受けることができるようにすること。 三 保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。 四 県、市町村、県民、事業者等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。 五 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重され、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮すること。 六 東日本大震災による影響を受けた全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう積極的に対策を進めること。	H27.10
基本理念	長野県	§3 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その 人権が尊重されることを旨として行われなければならない 。 2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、 自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない 。 3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。 4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行われなければならない。 5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。	H26.7
基本理念	鳥取県	§3 子育て王国ととりの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。 (1)子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにすること。 (2)貧困が次の世代に連鎖しないようにすること。 (3)県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。 (4)結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。 (5)地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。	H26.3

構成	都道府県	条文（太字箇所…子どもの権利関係）	制定年月
基本理念	愛媛県	§3 少子化対策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 （1）父母その他の保護者が子育てについての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることに鑑み、県、市町、県民、事業者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。 （2）子どもを産み育てる者がひとしく支援を受けることができるよう配慮すること。 （3）子育ての意義及び子育てにおける家庭が果たす役割の重要性についての理解が深められ、かつ、子育てを行うことの喜びが実感されるよう配慮すること。 （4）子どもを産み育てる者が男女ともにその能力を十分に発揮して仕事に従事しつつ豊かな家庭生活を営めるよう配慮すること。 （5）全ての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。 （6）結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が尊重されるよう配慮すること。	H26.10
基本理念	徳島県	§3 子どもはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 子どもの権利を尊重するとともに、その最善の利益を考慮すること。 二 父母その他の保護者(以下「保護者」という。)が、子育てにおいて第一義的責任を有すること。 三 県並びに県民、事業者、子育て支援団体及び市町村その他の関係機関等(以下「県民等」という。)が、相互に連携を図りながら社会全体で取り組むこと。 四 結婚及び出産に関する個人の意思及び多様な価値観を尊重すること。	H25.3
基本理念	三重県	§3 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 （1）子どもを権利の主体として尊重すること。 （2）子どもの最善の利益を尊重すること。 （3）子どもの力を信頼すること。	H23.3
基本理念	山形県	§3 子育て支援・少子化対策は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。 （1）子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。 （2）父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること。 （3）県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。 （4）結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。	H22.3
基本理念	福島県	§3 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生のため、積極的に対策を進めること。	H22.12
基本理念	富山県	§3 子育て支援・少子化対策は、すべての子ども及び子どもを産み、育てる者が支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。 2 子育て支援・少子化対策は、父母その他の保護者(以下「保護者」という。)が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを旨として、推進されなければならない。 3 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して、推進されなければならない。 4 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること並びに子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されることを旨として、推進されなければならない。	H21.6
基本理念	長崎県	§3 この条例では、子育てについて次のように考えます。 （1）子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあります。 （2）子どもや子育て家庭を県民総ぐるみで支援します。 （3）子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることはなく、最善の利益が優先して考慮されます。児童虐待は、子どもへの重大な権利侵害であり、しつけに際して、体罰を加えることは許されないと認識のもと、社会全体で、その防止が図られなければなりません。また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。 2 県は、この条例に役割を定めるものと連携して、この条例に関する施策を行います。	H20.10
基本理念	京都府	§1 子育て支援は、家庭が子どもの育つ基盤であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体の連携及び協働により、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。 （1）子どもを安心して産み、育てることのできる環境を整備し、子育て家庭を支援すること。 （2）地域社会の様々な場において、自主的かつ自立的な子育て支援の取組が促進されること。 （3）社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上が図られること。	H19.7
基本理念	神奈川県	§3 子ども・子育て支援は、子どもの国籍、性別、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体として、自他を敬愛し、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主及び自立の精神を養い、並びに学習、体験等を通じて人格を形成することを旨として推進されなければならない。 2 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重して推進されなければならない。 3 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場における生活を尊重して推進されなければならない。 4 子ども・子育て支援は、次代の社会を担う子どもを産み、育てることに真に誇りと喜びを感じることができる社会の実現が重要な意義を有することにかんがみ、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。	H19.3

構成	都道府県		条文（太字箇所…子どもの権利関係）	制定年月
基本理念	岐阜県	§ 2	安心して子どもを生み育てることができる岐阜県をつくるため、次のとおり考え、その考えを大切にします。 一 子育てにやさしい社会をつくります。 二 地域で子育てを支えます。 三 仕事と家庭をともに大切にします。	H19.3
基本理念	大阪府	§ 4	子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに当たっては、すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されなければならないことを十分認識し、行動しなければならない。 2 子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに当たっては、子どもが社会における様々な活動に参加する中で、健やかに成長することを認識し、子どもに対する 参加の機会の提供 に努めなければならない。	H19.3
基本理念	山口県	§ 3	子育て支援・少子化対策は、 子どもの権利が尊重されること及び子どもの利益が考慮されること を旨として、推進されなければならない。 2 子育て支援・少子化対策は、子どもの成長の程度に応じて、その 意見が適切に反映され、及びその主体的な取組が尊重されること を旨として、推進されなければならない。 3 子育て支援・少子化対策は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場(以下「社会全体」という。)において、これを構成するすべての者が相互に子育てを支援することを旨において、推進されなければならない。 4 子育て支援・少子化対策は、子どもを生み、育てる者がひとしく支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。 5 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の 価値観が尊重されること を旨として、推進されなければならない。 6 子育て支援・少子化対策は、これまでの地域における取組の成果を有効に活用して、推進されなければならない。	H19.10
基本理念	熊本県	§ 3	この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。	H19.10
基本理念	秋田県	§ 3	子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 父母その他の保護者が子育てについて最も重要な責任を有するという認識の下に、子育ての意義についての理解と子育てに伴う誇りと喜びをより深められるよう配慮すること。 二 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。 三 子どもが次代の社会を担う主体であり、有為な人材となるようその育成を図ることが重要であるという認識の下に、県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。 四 結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重されるよう配慮すること。	H18.9
基本理念	滋賀県	§ 3	育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、様々な人々とかかわり、多様な体験をし、おおよび学ぶことにより人間性と能力を豊かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければならない。 2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを旨として推進されなければならない。 3 育ち・育てる環境づくりは、 子どもにとって最善の利益が考慮されること を旨として推進されなければならない。	H18.3
基本理念	高知県	§ 3	子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり （以下「子どもの環境づくり」という。）を県民で醸成するため、次に掲げる事項を基本理念として社会全体で推進しなければならない。 (1) 子どもは、次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下、子どもが年齢及び成熟度に応じて成長することができること。 (2) 子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心及び他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。 (3) 保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること。	H16.8
基本理念	北海道	§ 3	少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。 (1) 子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。 (2) すべての子ども及び子どもを生み育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。 (3) 家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互の連携の下、社会全体で取り組むこと。 (4) 保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。 (5) 地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。 (6) 結婚、出産及び子育てに関する個人の 価値観が十分尊重されるよう配慮すること。	H16.10

構成	構成②	都道府県		条文	制定年月
責務役割	県	山梨県	§4	県は、前条に定める基本理念（次条から第8条まで及び第12条において「基本理念」という。）にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとします。 2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を聴き、その意見を反映するよう努めるものとします。この場合において、県は、子どもが意見を直接述べるができる方法を用いるよう留意するものとします。	R4.3
責務役割	県	奈良県	§4	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どものはぐみに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。	R4.3
責務役割	県	岩手県	§4	県は、前条に定める基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。 2 県は、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が、それぞれの役割を果たし、相互に連携し、及び協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行うものとする。	H27.3
責務役割	県	香川県	§4	県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。 2 県は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町、事業者、子育て支援団体等と緊密な連携を図るものとする。	H27.3
責務役割	県	宮城県	§4	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するものとします。 2 県は、国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するものとします。	H27.10
責務役割	県	長野県	§4	県は、前条に定める基本理念（第6条及び第17条において「基本理念」という。）にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を反映するよう努めるものとする。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっては、子どもが意見を直接述べるができる方法を用いるよう留意するものとする。	H26.7
責務役割	県	鳥取県	§4	県は、前条の基本的な考え方(以下「基本方針」という。)にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。 2 県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。 3 県は、市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるものとする。 4 県は、基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。	H26.3
責務役割	県	愛媛県	§4	県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、国、市町、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協力して、少子化対策の推進に取り組むものとする。	H26.10
責務役割	県	徳島県	§4	県は、前条に規定する子どものはぐみについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どものはぐみに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。	H25.3
責務役割	県	三重県	§4	県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第9条までに規定する役割に配慮するものとする。 3 県は、第10条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。	H23.3
責務役割	県	山形県	§4	県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、子育て支援・少子化対策の推進に当たり、市町村と緊密に連携するものとする。	H22.3
責務役割	県	福島県	§4	県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。	H22.12
責務役割	県	富山県	§4	県は、前条に定める子育て支援・少子化対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、保護者及び事業者の協力を得て、子育て支援・少子化対策に関する施策を策定し、及び実施するものとする。	H21.6
責務役割	県	長崎県	§4	県は、基本的な考え方にそって、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。	H20.10
責務役割	県	京都府	§2	府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、学校等(学校、幼稚園、保育所その他の子どもの教育、保育、養護等を行うものをいう。以下同じ。)、子育て支援団体(子育て支援の取組を行う団体をいう。以下同じ。))及び事業者(以下「府民等」という。)並びに市町村その他の関係機関等(以下「市町村等」という。)と連携し、及び協働して取り組むものとする。	H19.7
責務役割	県	神奈川県	§4	県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、市町村が行う子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努めるものとする。 3 県は、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の主体的かつ積極的な子ども・子育て支援を推進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。	H19.3
責務役割	県	大阪府	§4	府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども施策を策定し、国、市町村、保護者、学校等、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。 2 府は、子ども施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。	H19.3
責務役割	県	山口県	§4	県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	H19.10
責務役割	県	秋田県	§4	県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村と連携し、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の協力を得て、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。	H18.9

構成	構成②	都道府県		条文	制定年月
責務役割	県	滋賀県	§4	県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。 2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。	H18.3
責務役割	県	高知県	§4	県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの環境づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、次条から第7条までに規定する責務に配慮しなければならない。 3 県は、第8条の規定により連携し、及び協働して行われる取組を支援しなければならない。	H16.8
責務役割	県	北海道	§4	道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。 2 道は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。	H16.10
責務役割	事業主	岩手県	§7	事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H27.3
責務役割	事業主	鳥取県	§9	事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立を図り、保護者の役割を果たすことができるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。 2 事業主は、職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。	H26.3
責務役割	事業主	福島県	§6	事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとします。 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。	H22.12
責務役割	事業者等	秋田県	§5	事業者は、基本理念にのっとり、男女が協力しながら子育てに取り組むことができる労働条件の整備その他の当該事業者が雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 事業者の団体及びその連合団体(以下「事業者団体」という。)は、基本理念にのっとり、当該事業者団体を構成する事業者又はその団体に対し、前項に規定する雇用環境の整備に関する情報の提供、相談等を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	H18.9
責務役割	事業者	山梨県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めるものとします。	R4.3
責務役割	事業者	香川県	§6	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が仕事と家庭との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。 2 事業者は、県又は市町が実施する少子化対策に協力するよう努めるものとする。	H27.3
責務役割	事業者	宮城県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。	H27.10
責務役割	事業者	長野県	§7	事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めなければならない。	H26.7
責務役割	事業者	愛媛県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の仕事と家庭との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県又は市町が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により育児休業制度その他の子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者の間の相互理解の促進に特に配慮しなければならない。	H26.10
責務役割	事業者	徳島県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、その雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。 2 事業者は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。	H25.3
責務役割	事業者	三重県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。	H23.3
責務役割	事業者	山形県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H22.3
責務役割	事業者	富山県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めるものとする。 2 事業者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H21.6
責務役割	事業者	長崎県	§12	事業主は、子育てにおける保護者の役割をよく理解し、従業員が充実した職業生活と豊かな家庭生活を営むことができるよう、労働環境の整備に努めます。 2 事業主は、県や市町、学校等や地域の団体などが行う子どもや子育て支援のための取組に協力します。	H20.10
責務役割	事業者	京都府	§7	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する従業員の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域社会の一員として、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。 2 事業者は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H19.7
責務役割	事業者	神奈川県	§5	事業者は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解を深め、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう従業員を対象とする子ども・子育て支援を推進するとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H19.3
責務役割	事業者	大阪府	§7	事業者は、基本理念にのっとり、第五条に定める保護者の責務を十分に認識し、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、子どもの健やかな成長に配慮するよう努めなければならない。	H19.3

構成	構成②	都道府県		条文	制定年月
責務役割	事業者	山口県	§7	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。 2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てについて支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者の間の相互理解の促進に特に配慮しなければならない。	H19.10
責務役割	事業者	北海道	§5	事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力する責務を有する。	H16.10
責務役割	県民	山梨県	§8	県民は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとします。	R4.3
責務役割	県民	岩手県	§8	県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H27.3
責務役割	県民	香川県	§5	県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県又は市町が実施する少子化対策に協力するよう努めるものとする。	H27.3
責務役割	県民	長野県	§8	県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。	H26.7
責務役割	県民	鳥取県	§8	県民は、基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。	H26.3
責務役割	県民	愛媛県	§6	県民は、基本理念に対する理解を深めるよう努めるとともに、県又は市町が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H26.10
責務役割	県民	徳島県	§6	県民は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、積極的に子どものはぐくみに取り組むものとする。 2 県民は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。	H25.3
責務役割	県民等	三重県	§8	県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。	H23.3
責務役割	県民	山形県	§5	県民は、子育て支援・少子化対策の重要性についての関心と理解を深め、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 県民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用した子どもの自然体験、文化体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供等を通じて、子育て支援・少子化対策に取り組むよう努めるものとする。	H22.3
責務役割	県民	富山県	§5	県民は、基本理念について理解を深め、子どもの成長及び子育てについて関心を高めるとともに、子どもの心身ともに健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。 2 県民は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H21.6
責務役割	県民	長崎県	§7	県民は、地域の一員としての自覚を持ち、学校等や地域の団体と協力して、子どもが健やかに成長できる地域づくりに努めます。 2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。	H20.10
責務役割	県民	京都府	§4	府民は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるとともに、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。 2 府民は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H19.7
責務役割	県民	神奈川県	§7	県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H19.3
責務役割	県民	大阪府	§8	府民は、基本理念にのっとり、子どもが次代の社会を担うとの認識の下、子どもが健やかに成長する地域社会づくりに努めなければならない。	H19.3
責務役割	県民	山口県	§6	県民は、基本理念にのっとり、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。 2 父母その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、かつ、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもに対し生活のために必要な習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。	H19.10
責務役割	県民	秋田県	§7	県民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、及び県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	H18.9
責務役割	県民	滋賀県	§6	県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。	H18.3
責務役割	県民	高知県	§7	県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚し、自らの規範意識を高めるとともに、子どもが健やかに成長することができる社会環境づくりに努めなければならない。	H16.8
責務役割	県民	北海道	§6	道民は、基本理念に対する理解を深め、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力しなければならない。	H16.10
責務役割	保護者	山梨県	§5	保護者は、基本理念にのっとり、子どもの成長について第一義的責任を有することを認識し、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとします。	R4.3

構成	構成②	都道府県		条文	制定年月
責務役割	保護者	岩手県	§5	保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むよう努めるものとする。	H27.3
責務役割	保護者	宮城県	§5	保護者は、基本理念にのっとり、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努めるものとします。	H27.10
責務役割	保護者	長野県	§5	保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。	H26.7
責務役割	保護者	鳥取県	§6	保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする。 2 保護者は、前項の役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。	H26.3
責務役割	保護者	三重県	§5	保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。	H23.3
責務役割	保護者	山形県	§6	父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもを育てる基盤であることを認識し、子どもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てるものとする。	H22.3
責務役割	保護者	福島県	§7	保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとします。	H22.12
責務役割	保護者	富山県	§6	保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって、子どもを健やかに育てなければならない。 2 保護者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H21.6
責務役割	保護者	長崎県	§6	保護者は、子どもと過ごす時間を大切にし、子どもに基本的な生活習慣と社会のルールを身につけさせ、思いやりのある自立した社会人となるよう、深い愛情と責任を持って育てます。 2 保護者は、地域の一員として積極的に地域の人たちと交流し、地域の子どもの健やかな成長を支援します。 3 保護者は、子育てなどで悩みがあるときは速やかに周囲の人や専門機関などに相談します。 4 保護者は、児童相談所又は市町などが行う子どもの安全確認措置に協力するとともに、児童相談所又は市町などによる指導を受けた場合は、必要な改善等に取り組みます。	H20.10
責務役割	保護者	京都府	§3	父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもを心身ともに健やかに育てなければならない。	H19.7
責務役割	保護者	大阪府	§5	保護者は、基本理念にのっとり、子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、子どもを大切に育てなければならない。	H19.3
責務役割	保護者	滋賀県	§5	父母、里親その他の保護者(以下「保護者」という。)は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。	H18.3
責務役割	保護者	高知県	§5	保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて重要な役割を有すること及び基本理念にのっとり子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが高い規範意識を身に付けること及び自ら力を発揮して成長することができるよう、深い愛情を持って育てなければならない。	H16.8
責務役割	育ち学施設	滋賀県	§7	育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ば環境づくりに努めなければならない。	H18.3
責務役割	学校等	長崎県	§8	学校等は、保護者や地域の団体などと協力して、子どもの豊かな人間性など生きる力を育てます。 2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。	H20.10
責務役割	学校等	京都府	§5	学校等は、基本理念にのっとり、子どもが集団での様々な活動を通じて、豊かな人間性とたくましく生きる力を備え成長することができるよう、子育て支援の積極的な取組に努めるとともに、府民、子育て支援団体及び事業者による子育て支援の取組に協力するよう努めるものとする。 2 学校等は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H19.7
責務役割	学校等	大阪府	§6	学校等の設置者及び管理者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもが人間性を豊かにし、多様な能力を磨いていくことができるよう努めなければならない。	H19.3
責務役割	学校関係者等	山梨県	§6	学校関係者等は、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行うものとします。	R4.3
責務役割	学校関係者等	長野県	§6	学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。	H26.7
責務役割	学校関係者等	三重県	§6	学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。	H23.3
責務役割	学校関係者等	高知県	§6	学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保及び子どもが安心して、学びながら成長することができる教育環境づくりに努めなければならない。	H16.8

構成	構成②	都道府県		条文	制定年月
責務役割	子育て支援団体	鳥取県	§7	子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業者の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。 2 子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。	H26.3
責務役割	子育て支援団体	徳島県	§8	子育て支援団体は、基本理念にのっとり、その取組の充実に努めるとともに、その活動を通じ、子育て家庭と地域社会とをつなぐ役割を果たすものとする。	H25.3
責務役割	子育て支援団体	京都府	§6	子育て支援団体は、基本理念にのっとり、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるとともに、その活動を通じて、府民及び事業者の子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。 2 子育て支援団体は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H19.7
責務役割	県民等及び関係団体等	奈良県	§7	県民等及び関係団体等は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみについての理解及び関心を深めるよう努めるものとする。	R4.3
責務役割	子ども・子育て支援機関等	岩手県	§6	子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H27.3
責務役割	子ども・子育て支援機関等	神奈川県	§6	子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を推進するとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	H19.3
責務役割	子ども・子育て支援活動団体	秋田県	§6	子ども・子育て支援活動団体は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	H18.9
責務役割	地域の団体	長崎県	§9	地域の団体は、子育て家庭が気軽に子育ての相談ができるよう努めるなど、地域の子育てを支援します。 2 地域の団体は、子どもが豊かな心や社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。 3 地域の団体は、子どもや子育ての支援にあたっては、相互に連携するように努めるとともに、学校等や保護者の取組に協力します。	H20.10
責務役割	県民及び地域社会の役割	宮城県	§6	県民及び地域社会は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、県民及び地域社会が一体となって、子ども・子育て支援に積極的に関わり、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとし、	H27.10
責務役割	県民及び地域社会の役割	福島県	§5	県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとし、	H22.12
責務役割	医療機関	長崎県	§10	医療機関は、県や市町などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるよう、適切な医療の提供に努めます。 2 医療機関は、県や市町などと連携して、児童虐待などの早期発見や早期対応に努めます。	H20.10
責務役割	PTAなど	長崎県	§9	PTA（学校における保護者などで構成される団体をいいます。）などは、子どもの健やかな成長をめざし、学校等や地域の団体などと協力して活動します。	H20.10